

棚倉町屋外広告物許可申請手数料

種類	単位	枚数又は規模	金額	摘要
はり紙	1 件	50 枚(50 枚未満の端数があるときは、50 枚とする。)につき	250 円	
はり札	1 件	10 枚(10 枚未満の端数があるときは、10 枚とする。)につき	800 円	
立看板	1 個		350 円	
広告幕 のぼり又は旗	1 個		450 円	
気球利用広告物	1 個		2,500 円	
電柱等利用広告物	1 個		550 円	
広告板又は広告塔	1 基	1 平方メートル以下のもの	1,000 円	規模は、1 基あたりの表示面の面積を合計した面積とする。
		1 平方メートルを超え、 3 平方メートル以下のもの	1,600 円	
		3 平方メートルを超え、 6 平方メートル以下のもの	2,300 円	
		6 平方メートルを超え、 10 平方メートル以下のもの	3,100 円	
		10 平方メートルを超えるもの	10 平方メートルを超える 5 平方メートル(5 平方メートル未満の端数があるときは、5 平方メートルとする。)を増すごとに 1,100 円の割合で算出して得た額を 3,100 円に加算した額	
アーチ広告塔	1 基		3,500 円	アーチ広告塔に表示し、又は設置する広告物等については、この表の広告板又は広告塔の項に定めるところによる。

備考

- 1 この表の種類により難いもの又は、この表に種類の定めないものについては、その都度町長が定める。
- 2 ネオンサイン、イルミネーションその他発光し、又は照明装置のある広告物等に係る屋外広告物許可申請手数料の額は、当該広告物等についてこの表により算出して得た額に 1.5 を乗じて得た額とする。ただし、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。